

(案)

千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)



千葉県マスコットキャラクター

チーバくん

令和2年3月
千葉県教育委員会

千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次) 目次

| | | |
|-----|---|----|
| 第1章 | 第四次推進計画策定にあたって | 1 |
| 1 | 計画改定の趣旨 | |
| | (1) 子どもの読書活動を全県的に推進するための手引き | |
| | (2) 「読書県『ちば』」を目指す設計図 | |
| 2 | 計画の性格 | |
| 3 | 計画の期間 | |
| 第2章 | 第三次推進計画期間における子どもの読書活動に関する状況 | 2 |
| 1 | 数値目標による検証 | 2 |
| | 【目標1】子どもの読書活動の現状(読書離れ)を改善する | |
| | 【目標2】市町村における子どもの読書活動推進体制の整備を支援し、地域格差を是正する | |
| | 【目標3】公立図書館、学校図書館の機能及び連携・協力の強化を図る | |
| | 【目標4】幼児期における子どもの読書活動を一層推進する | |
| | 【目標5】子どもと本をつなぐネットワーク活動を構築する | |
| 2 | 第三次計画の成果と課題 | 8 |
| | (1) 成果 | |
| | (2) 課題 | |
| 3 | 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化 | 11 |
| | (1) 学校図書館法の改正等 | |
| | (2) 学習指導要領等の改訂 | |
| | (3) 情報通信手段の普及・多様化 | |
| | (4) 読書バリアフリーの推進 | |
| 第3章 | 基本的な方針 | 12 |
| 1 | 基本理念 | 12 |
| 2 | 基本方針 | 13 |
| | (1) 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進 | |
| | (2) 読書環境の整備と連携体制の構築 | |
| 3 | 子どもの読書活動に係る目標とする数値 | 14 |

第4章 具体的な取組

- 1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進・・・15
 - (1) 家庭における発達段階に応じた取組の推進・・・15
 - (2) 地域における発達段階に応じた取組の推進・・・17
 - (3) 学校等における発達段階に応じた取組の推進・・・19
 - (4) 情勢の変化への対応・・・21
- 2 読書環境の整備と連携体制の構築・・・23
 - (1) 環境整備・・・23
 - (2) 家庭、地域、学校等、行政の連携・・・27
 - (3) 普及・啓発活動・・・28
 - (4) 子どもの読書活動推進体制の整備・・・30

- 補足資料編・・・31
- 1 家庭読書「家読（うちどく）」の推進・・・31
 - 2 県内公立図書館・公民館等による事業（一部紹介）・・・31
 - 3 すべての子どもが本に親しむための環境整備・・・32
（読書バリアフリーの推進）
 - 4 学校図書館自己評価表・・・35

推進計画で多く使用される言葉と意味

| 多く使用される言葉 | 意味 |
|-----------|--|
| 子ども | 0歳からおおむね18歳の者（乳幼児、児童、生徒） |
| 推進計画 | 子どもの読書活動推進計画 |
| 学校等 | 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、義務教育学校 |
| 幼稚園等 | 幼稚園、保育所、認定こども園 |
| 図書館等 | 公立図書館（県立・市町村立）、公民館図書室 |
| 県立図書館 | 千葉県立中央図書館、千葉県立西部図書館、千葉県立東部図書館 |
| 学校図書館 | 小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校に設置されている図書館 |
| 学校司書 | 学校図書館の職務に従事する職員 |
| 司書教諭 | 学校図書館の専門的業務にあたる教諭 |

※「子ども」「子供」の表記について

文部科学省では第四次基本計画から「子供」と漢字表記になりました。千葉県としては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子ども」と表記しています。

第1章 第四次推進計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

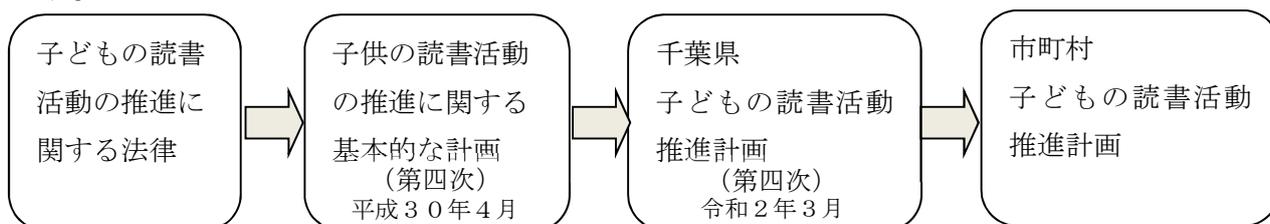
子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものである。 「子どもの読書活動の推進に関する法律」より

「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行後の国の動向を踏まえ、第三次計画期間中における成果と課題、子どもを取り巻く読書環境の変化等を把握し、本県の子どもの読書活動を一層推進するために、第三次計画を改定し、今後の施策の基本的方針と具体的方策を定める「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」を策定します。

2 計画の性格

(1) 子どもの読書活動を全県的に推進するための手引き

この計画は、市町村が子どもの読書活動推進計画を策定する際の指針となるものです。また、子どもの読書活動を推進する担い手が活動する際の手引きとして活用するものです。



(2) 「読書県『ちば』」を目指す設計図

この計画は、千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」、第3期千葉県教育振興計画で目指す「読書県『ちば』」を推進するための具体的な設計図です。子どもの読書活動の意義を社会全体に広め、千葉県のすべての子どもが、本に親しみながら成長していくために、県民が共有する計画です。

読書はすべての教育の基盤であり、「読む、書く、話す、聞く」力を育て、コミュニケーション能力を高めるものです。また、想像力を高め、創造力を養い、自ら学ぶ力をつけることができます。子どもが進んで読書に親しむことができる環境づくりを進めるとともに、学校図書館と公立図書館の連携や図書館ネットワークの構築等を図ります。

3 計画期間

この計画期間は、令和2年度からおおむね5か年とします。

第2章 第三次推進計画期間における子どもの読書活動に関する状況

1 数値目標による検証

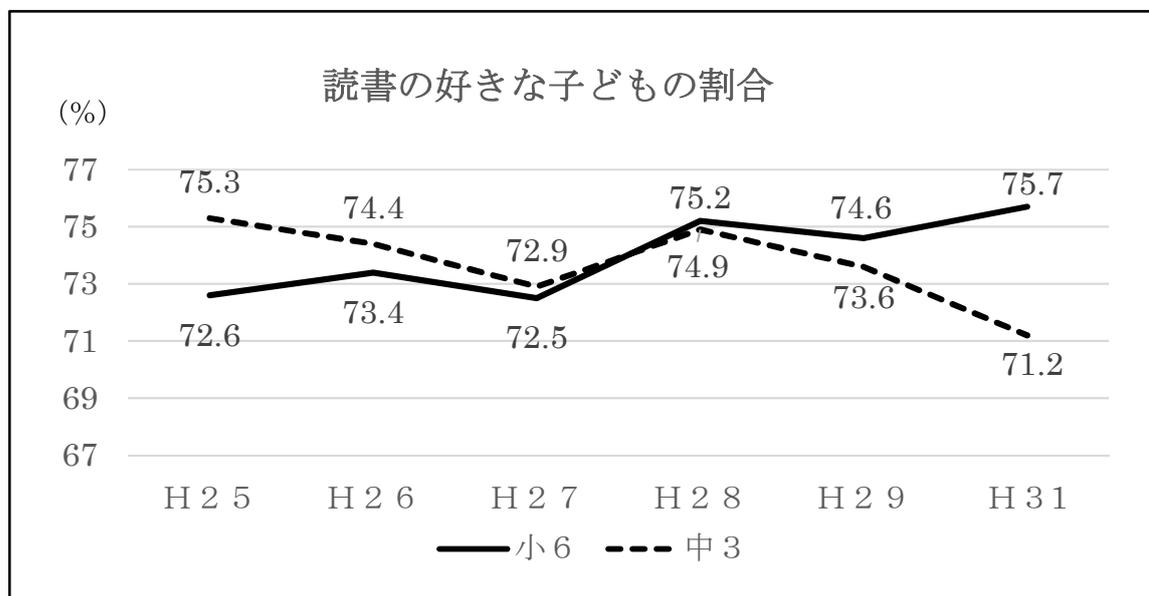
第三次計画では、子どもの読書活動の推進状況を把握するために、目標とする数値を定めました。現時点での達成状況を検証します。

【目標1】子どもの読書活動の現状（読書離れ）を改善する。

(1) 評価指標「読書の好きな子どもの割合」

| | 第三次目標 | 平成25年 | 平成31年 |
|----|-------|--------|---------|
| 小6 | 80% | 72.6% | 75.7% |
| 中3 | 80% | 75.3% | 71.2% |
| 高2 | 80% | 77.8%※ | 73.1% ※ |

全国学力・学習状況調査（小6・中3）、千葉県生涯学習課調査（高2）※平成26、29年度実施



※平成30年のみ、質問項目がなくなったため記載省略（全国学力・学習状況調査）

読書が好きな子どもは、小学校 75.7%（全国平均 75.0%）、中学校 71.2%（全国平均 68.0%）と、全国平均と比較すると小学校では 0.7 ポイント、中学校では 3.2 ポイント高いことがわかります。平成25年度と比べると、小学校は 3.1 ポイント上昇していますが、中学校では、4.1 ポイント、高等学校では 4.7 ポイント減少しています。進学するにつれて、「部活動」や「通塾」など放課後の過ごし方が多様化することや、スマートフォンの普及、インターネット利用率の増加等による影響も考えられます。

「青少年の機種ごとのインターネット利用状況(スマートフォン)」

| | 平成26年 | 平成28年 | 平成30年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 小学生 | 12.5% | 22.3% | 45.9% |
| 中学生 | 39.8% | 47.3% | 70.6% |
| 高校生 | 88.2% | 92.9% | 97.5% |

内閣府 青少年のインターネット利用環境実態調査

また、このような社会状況の変化の中で、子どもに読書の魅力を十分に伝えきれていない現状があります。背景として、子どもの読書活動の基盤である地域や学校等における読書環境の整備、学校司書の配置等が不十分であることが考えられます。学校図書館を活用した授業に力を入れている学校は研修等を通じて増えていますが、まだ全県的に浸透しているとはいえません。読書の好きな子どもが減少傾向にある結果を踏まえ、具体的な手立てを講じる必要があります。

(2) 評価指標「不読率(1か月に1冊も本を読まない児童・生徒)の割合」

| | 第三次目標 | 平成25年 | 平成31年 |
|----|-------|--------|--------|
| 小6 | 3% | 11.5% | 18.0% |
| 中3 | 12% | 18.6% | 29.1% |
| 高2 | 25% | 40.5%※ | 45.9%※ |

全国学力・学習状況調査(小6・中3)、千葉県生涯学習課調査(高2) ※平成26、29年度実施

※平成26年度より第三次計画策定時に定めた目標値のもととなった全国学力・学習調査の項目がなくなったため、同調査の「学校の授業時間以外に、普段(月～金)、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか。」の項目で「全くしない」と回答した割合を活用することに変更

読書の好きな子どもの割合は、小学生から高校生まで大きな変化が見られませんが、不読率は、進学するにつれて増えています。学校では、朝の読書や授業等で読書をする機会がありますが、学校外だと読書をしない子どもが多数いることがわかりました。

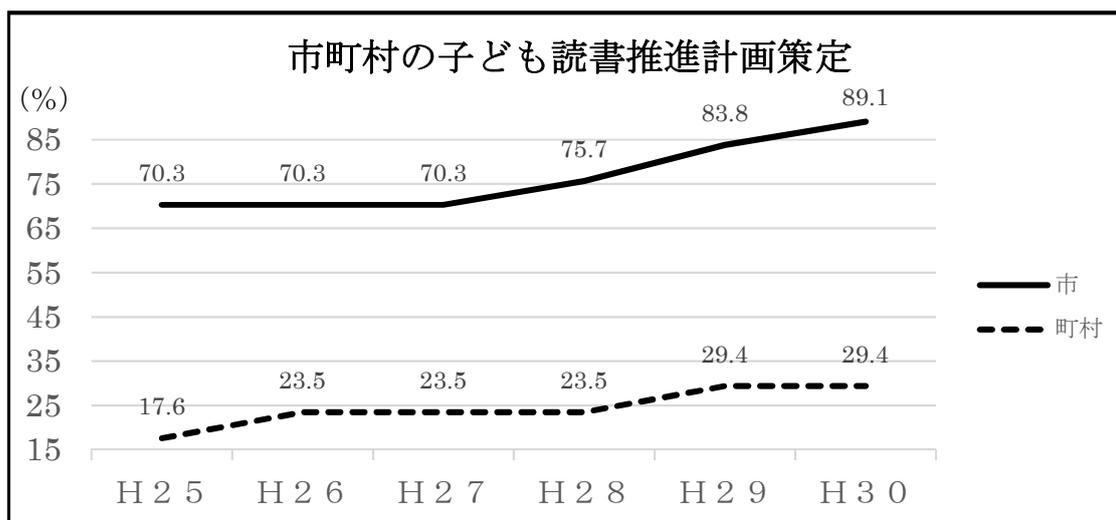
全く読書をしない理由として「時間がない」「文字を読むのが面倒だ」「興味がない」等、読書に対して否定的なものが予想できます。不読率が高くなるということは、読書を推進する取組を実施していない、取組の内容に問題がある等、様々な要因が考えられます。読書の魅力が子どもに伝わっていない、子どもの読書への関心が高まっていないことが大きな課題です。読書環境や読書を推進する取組を見直し、改善を図り、社会全体で子どもの読書への関心を高める必要があります。

【目標2】市町村における子どもの読書活動推進体制の整備を支援し、地域格差を是正する。

評価指標「市町村の子どもの読書活動推進計画策定率」

| | 第三次目標 | 平成25年 | 平成30年 |
|----|-------|-------|-------|
| 市 | 100% | 70.3% | 89.1% |
| 町村 | 70% | 17.6% | 29.4% |

千葉県内 54市町村(37市、17町村) 文部科学省調査



平成30年度の市町村の読書活動推進計画の策定率は、54市町村中37市町村の68.5%で、平成25年度の53.7%から14.8ポイント増加しています。内訳は、市89.1%（全国平均92.4%）、町村29.4%（全国平均69.9%）であり、全国平均と比較すると低いことが分かります。また、市町村における策定が進まない理由として、地域に図書館等の施設がなかったり、人員を割けなかったりすることなどが挙げられます。地域の格差が大きいので、その差を小さくする手立てを講じる必要があります。市町村は地域の状況や課題を県よりも具体的に把握することができます。読書環境を整備し、読書活動の充実を図るためには、市町村の子ども読書活動推進計画はとても重要なものです。

【目標3】 公立図書館、学校図書館の機能及び連携・協力の強化を図る。

(1) 評価指標「学校図書館図書標準※を達成している学校の割合」

| | 第三次目標 | 平成24年 | 平成29年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 小学校 | 55% | 49.5% | 66.5% |
| 中学校 | 55% | 41.8% | 47.4% |

文部科学省調査…平成29年まで隔年で調査していたが、5年おきの調査に変更

学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、平成24年から5年間で小学校では17.0ポイント、中学校では、5.6ポイント増加し、小学校は目標を達成することができました。中学校が目標を達成できていない原因のひとつに人的配置が十分でないことが挙げられます。学校司書や司書教諭は、学校図書館の環境整備に重要な役割を担っています。また、学校図書館関係の地方財政措置が一般財源に含まれていることから、そのすべてが学校図書館関係に充てられていないこともあります。市町村行政の協力で改善傾向にありますが、まだ新たな図書を計画的に購入できない学校もある現状です。購入と廃棄が適切に行われることは大切です。行政と学校との連携を基盤とし、学校長（学校図書館長）のリーダーシップのもと、魅力ある学校図書館づくりを進めている学校は増えているので、

さらに全県的に広がるように様々な会議や研修等を通じて働きかける必要があります。小学校、中学校ともにポイントが増加している要因としては、県独自の「優良学校図書館」の認定等環境整備事業において「学校図書館自己評価表」を活用した環境整備（P.35）が進んでいることも考えられます。

※学校図書館標準…公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書数の標準として、学校種・学級数に応じ設定されている。図書標準。

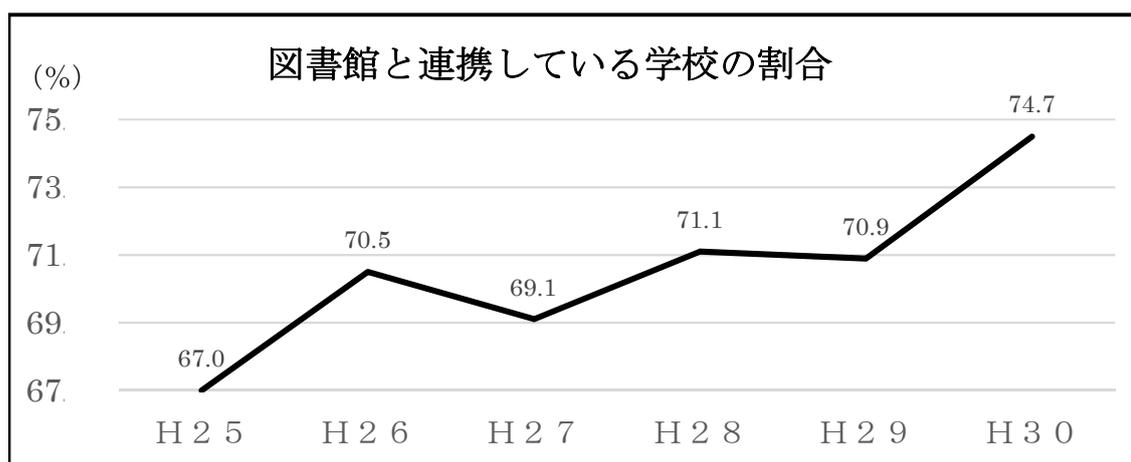
(2) 評価指標「図書館と連携している学校の割合」

| | 第三次目標 | 平成24年 | 平成30年 |
|----|-------|-------|-------|
| 学校 | 100% | 67.0% | 74.7% |

千葉県社会教育調査

連携内容

- 公立図書館資料の学校への貸し出し
- 公立図書館との定期的な連絡会の実施
- 公立図書館司書による学校への訪問



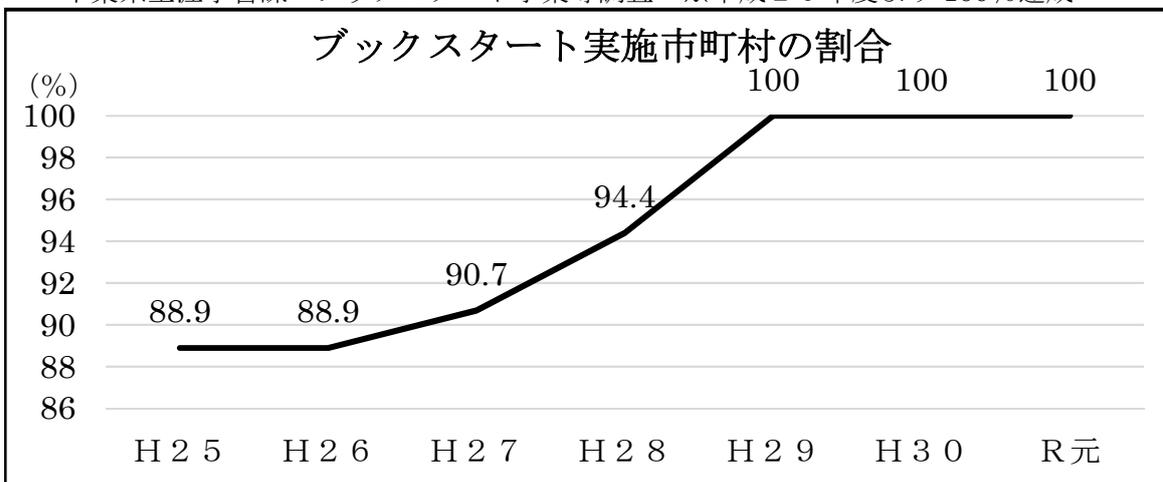
公立図書館と連携している学校の割合は、平成25年度からの5年間で7.7ポイント増加し、学校と図書館の連携が進んでいます。学校種別にみると、小学校86.1%、中学校56.2%、高等学校、80.2%、特別支援学校小学部64.5%、特別支援学校中学部37.9%、特別支援学校高等部31.3%と、大きな差があることがわかりました。中学校では、小学校や高等学校に比べて公立図書館との連携は進んでいません。学習指導要領の改訂に伴い、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて学校図書館を活用する授業づくりが注目されています。地域の人材、資料を活用しようとする授業に対する意識改革が必要であり、学校司書、司書教諭、学級担任と公立図書館職員がさらに連携を深めることが大切です。

【目標4】 幼児期における子どもの読書活動を一層推進する。

評価指標「ブックスタート実施市町村の割合」

| | 第三次目標 | 平成25年 | 平成30年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 市町村 | 100% | 88.9% | 100% |

千葉県生涯学習課 ブックスタート事業等調査 ※平成29年度より100%達成



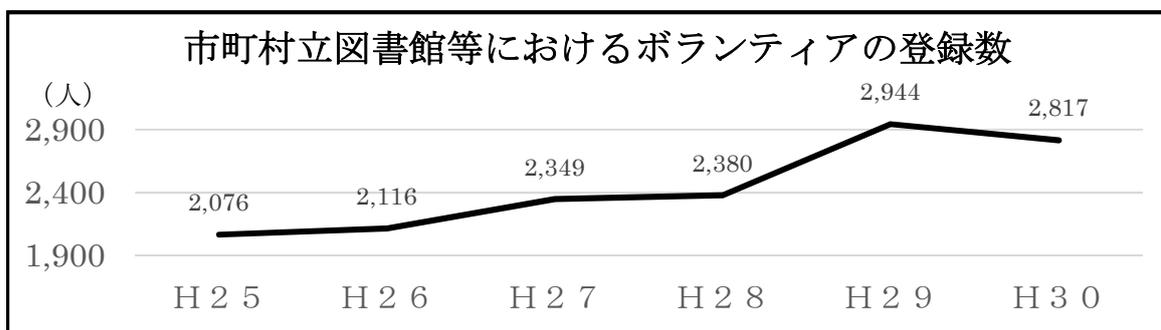
ブックスタートを実施している市町村の割合は平成29年度から目標を達成し、100%になりました。市町村ごとに特色を生かした取組を実施しています。実施時期については、市町村ごとに異なり、出生届時や3、4か月検診、10～12か月検診時に行っています。絵本やブックリスト、図書館の利用案内などを配付するだけでなく、ボランティアの協力のもと、読み聞かせを実施するなど、内容を充実させることができました。

【目標5】 子どもと本をつなぐネットワーク活動を構築する。

(1) 評価指標「市町村立図書館等におけるボランティアの登録数」

| | 第三次目標 | 平成25年 | 平成30年 |
|--------|--------|--------|--------|
| ボランティア | 2,500人 | 2,076人 | 2,817人 |

千葉県社会教育調査

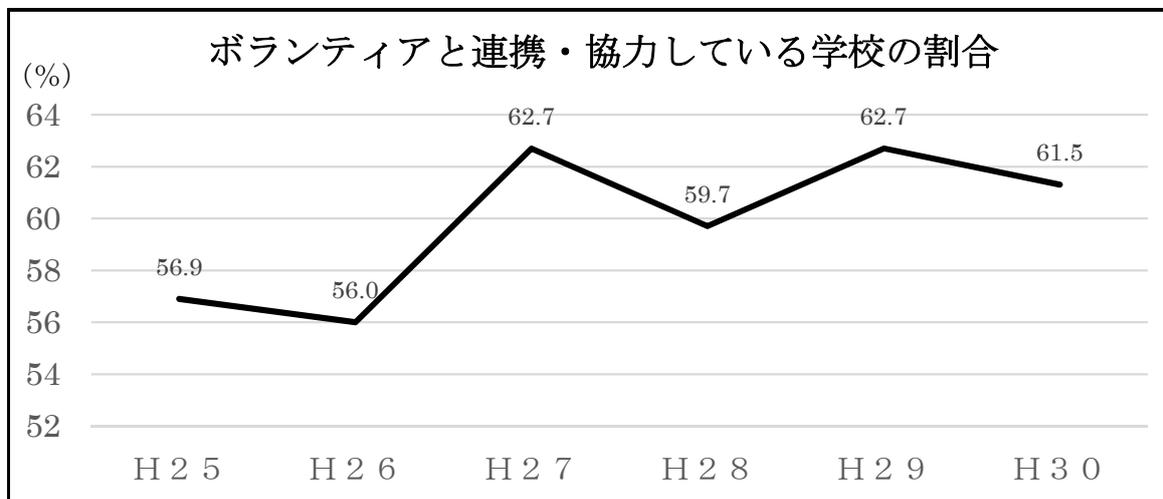


市町村立図書館におけるボランティアの登録数は、平成25年度から増加傾向にあります。ボランティア団体においては、新たな担い手の不足や育成に課題があります。子どもの豊かな読書活動を実現させていくためには欠かせない存在ですので、図書館等をはじめ各機関が連携をして、子どもの読書活動に携わる人材の募集や育成をしていく必要があります。

(2) 評価指標「ボランティアと連携・協力している学校の割合」

| | 第三次目標 | 平成25年 | 平成30年 |
|----|-------|-------|-------|
| 学校 | 68% | 56.9% | 61.5% |

千葉県社会教育調査



ボランティアと連携・協力している学校の割合は、平成25年度から5年間で、4.6ポイント増加しています。増減を繰り返しながら全体的に増加している傾向があります。学校種別では、小学校 89.8% (6.5ポイント増)、中学校 30.8% (9.9ポイント増)、高等学校 7.1% (3.3ポイント増)、特別支援学校 19.6% (0.4%減) となっており、学校種に大きな差があります。読み聞かせ等のボランティアの活動は、子どもの読書活動をより豊かなものにします。今後とも市町村や図書館等の関係機関は活動場所や機会の提供に努めるとともに、研修会の開催等により人材育成への支援が求められています。

(3) 評価指標「図書館あるいは教育委員会が加わり、学校関係者と子どもの読書活動の推進について協議する機会がある市町村の割合」

| | 第三次目標 | 平成25年 | 平成29年 |
|----|-------|-------|-------|
| 学校 | 50% | 42.6% | 46.3% |

千葉県生涯学習課調査

子どもの読書活動の推進について、図書館等や教育委員会職員、学校関係者が協議する機会は、平成25年度から4年間で 3.7ポイント増加しています。子どもの読書活動を推進するには、大人の連携が欠かせません。地域ごとに実態が異なるので、現状を把握し、実態に応じた環境の整備や取組を実践していく必要があります。教育委員会、図書館等、学校等の関係者が顔を合わせ、課題を共有し、子どもの読書活動を推進していくことを期待します。

2 第三次計画の成果と課題

(1) 成果

ア 乳幼児期における読書活動の意義についての理解が普及

市町村におけるブックスタート事業が普及し、実施率が目標の100%を達成しました。

ブックスタート事業実施率 H25 88.9% → H29以降 100%

ブックスタート事業

ブックスタート事業は、図書館司書や保健師などから、保護者に子どもと一緒に絵本を開くことの楽しさを伝える家庭教育支援の事業として重要な取組です。

すべての赤ちゃんを対象に、市町村の活動として、0歳児検診などで実施されます。



〈取組例〉

- 絵本リスト、リーフレット、パンフレット配付
- 絵本のプレゼント
- 図書館の利用案内、図書館カレンダー配付
- わらべうた、紙芝居、絵本の読み聞かせの実施
- 読書通帳の配付 など

※市町村ごとに特色ある取組をしています。

イ 学校図書館の充実

県独自で作成した「学校図書館自己評価表」を使い、小中学校が学校図書館を自己分析した結果、優秀・優良学校図書館が増えました。

| | | | | | |
|--------------|-----|-------|---|-----|-------|
| 優秀学校図書館（小学校） | H26 | 10.8% | ⇒ | H30 | 44.8% |
| （中学校） | H26 | 16.3% | ⇒ | H30 | 30.7% |
| 優良学校図書館（小学校） | H26 | 86.8% | ⇒ | H30 | 93.1% |
| （中学校） | H26 | 61.8% | ⇒ | H30 | 80.7% |

学校図書館が充実してきている理由の一つに司書教諭、学校司書、関係職員の活動の充実があります。司書教諭は、学校図書館の経営や指導面を担当し、学校司書は主に学校図書館メディアの紹介、提供、広報、環境整備等と、学校図書館活性化に欠かせない存在です。



ウ 公立図書館等における環境整備

県内の公立図書館等における児童資料冊数が増加するとともに、千葉県内図書館横断検索システムにより、蔵書を検索できる市町村の割合が増加しました。

| | | | | | |
|---------------------------|-------|----------|---|-------|----------|
| 児童資料冊数 | H 2 5 | 4,707 千冊 | ⇒ | H 3 0 | 4,847 千冊 |
| 横断検索システムによる蔵書検索が可能な市町村の割合 | H 2 5 | 58.9% | ⇒ | H 3 0 | 70.3% |

※図書館横断検索システム…県立図書館3館と県内一部の市町村図書館の所蔵資料を同時に検索できるシステム

エ 読書活動推進の活性化

・ 県主催事業の活性化

「子ども読書の集い」や「公立図書館と学校の連携を図るための研修会」において、文部科学大臣表彰を受賞した子どもの読書活動優秀校・図書館・団体（個人）の実践発表を行い、参加者にとって参考になる取組を知る機会となりました。

また、読書の集いでは、絵本作家等による講話・読み聞かせの実演に加え、出場者を募り、ビブリオバトル（P.20）を行いました。連携を図るための研修会では講師による講演やパネルディスカッションを行い、よりよい連携の在り方について話し合いを進めてきました。

・ 市町村ごとの主催事業の活性化

工夫を凝らした様々な取組を市町村の図書館や公民館等で実施しました。子どもが読書に親しむためのきっかけをつくり、興味・関心をもてるように積極的に働きかけました。

(2) 課題

ア 読書の好きな子どもの減少

読書の好きな小学生は増えているものの、中学生や高校生においては減少傾向にあります。この現状を深刻に受け止め、発達段階に応じた子どもの読書への関心を高める手立てを講じる必要があります。

イ 年齢(学年)が上がるにつれての読書機会の減少

小学校から中学校、中学校から高等学校等へ進学するにつれて、不読率は上がっています。各学校間での連携を密にし、情報を共有した対応、読書活動の推進が必要です。

ウ 市町村における子どもの読書活動推進計画の策定

策定率は上がっているものの、目標値を大きく下回っています。各市町村の実態に応じた可能な限りの計画策定が望まれます。

エ 学校図書館の整備

小学校、中学校において学校図書館図書標準を達成している学校は増えていますが、小学校に比べると中学校の学校図書館の整備は進んでいない現状です。毎年、学校図書館の自己評価を行い、学校長（学校図書館長）のリーダーシップのもと、魅力ある学校図書館づくりを全県的に進める必要があります。

オ 公立図書館と学校の連携

公立図書館と連携している学校は増えています。連携の仕方は様々です。工夫次第で、地域、学校等に応じた連携ができます。すべての子どもが読書に親しみながら成長するためにも公立図書館と学校の連携は必要です。

カ 幼児期における子どもの読書活動の推進

0歳から2歳の子どもの対象としたブックスタート事業はすべての市町村で実施し、読書に関する取組は充実しています。読書活動を継続して小学校につながるためにも、3歳から小学校入学前までの取組をより充実させていくことが大切です。

キ 子どもの読書活動の推進について協議する機会の確保

地域ごとに子どもの読書活動についての状況や課題は異なります。状況を把握し、地域の実態に応じた取組を推進するために、公立図書館あるいは教育委員会、学校関係者が一堂に会し、子どもの読書活動推進について協議する場が必要です。

ク 学校司書等、読書活動推進に関わる人員確保

学校司書等、読書活動推進に関わる方の影響力はとても大きなものです。市町村ごとに人員配置に大きく差があります。実態に応じた対策が必要です。

ケ 社会情勢の急速な変化

社会構造、雇用環境の急速な変化、人工知能（A I）の飛躍的進化、情報化社会の進展など、予測困難な時代への対応が求められます。

3 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

(1) 学校図書館法の改正等 平成26年6月「学校図書館法」改正

→学校司書が法制化、翌年4月より学校司書の各学校への配置が勧められた

平成28年11月「学校図書ガイドライン」「学校司書モデルカリキュラム」提示(文科省)

→学校図書館の整備・充実化、学校司書に求められる知識・技能を整理したカリキュラム

平成29年4月「学校図書館図書整備等5か年計画」始まる(文科省)

→学校図書館の計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置

(2) 学習指導要領等の改訂

平成29年3月「幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、
小学校及び中学校学習指導要領」公示

平成29年3月「保育所保育指針」公示

平成30年3月「高等学校学習指導要領」公示

→小学校、中学校、高等学校において規定

学校図書館を計画的に利用し、その活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を
充実すること

→幼稚園、保育所、認定こども園において規定

引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこと
それらを通じて想像したり、表現したりすることを楽しむこと

(3) 情報通信手段の普及・多様化

○児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加している。

○通信ゲームやパソコン、タブレット端末等が子どもにとって身近な存在になっている。

○SNS等情報通信手段(コミュニケーションツール)の多様化が見られる。

(4) 読書バリアフリーの促進

令和元年6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行
(読書バリアフリー法)

→視覚障害、発達障害、肢体不自由など多様な障害のある人が読書しやすい環境整備、

点字図書、音声読み上げに対応した電子書籍の普及

第3章 基本的な方針

1 基本理念

すべての子どもが、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』」の推進
～子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる読書活動の推進～

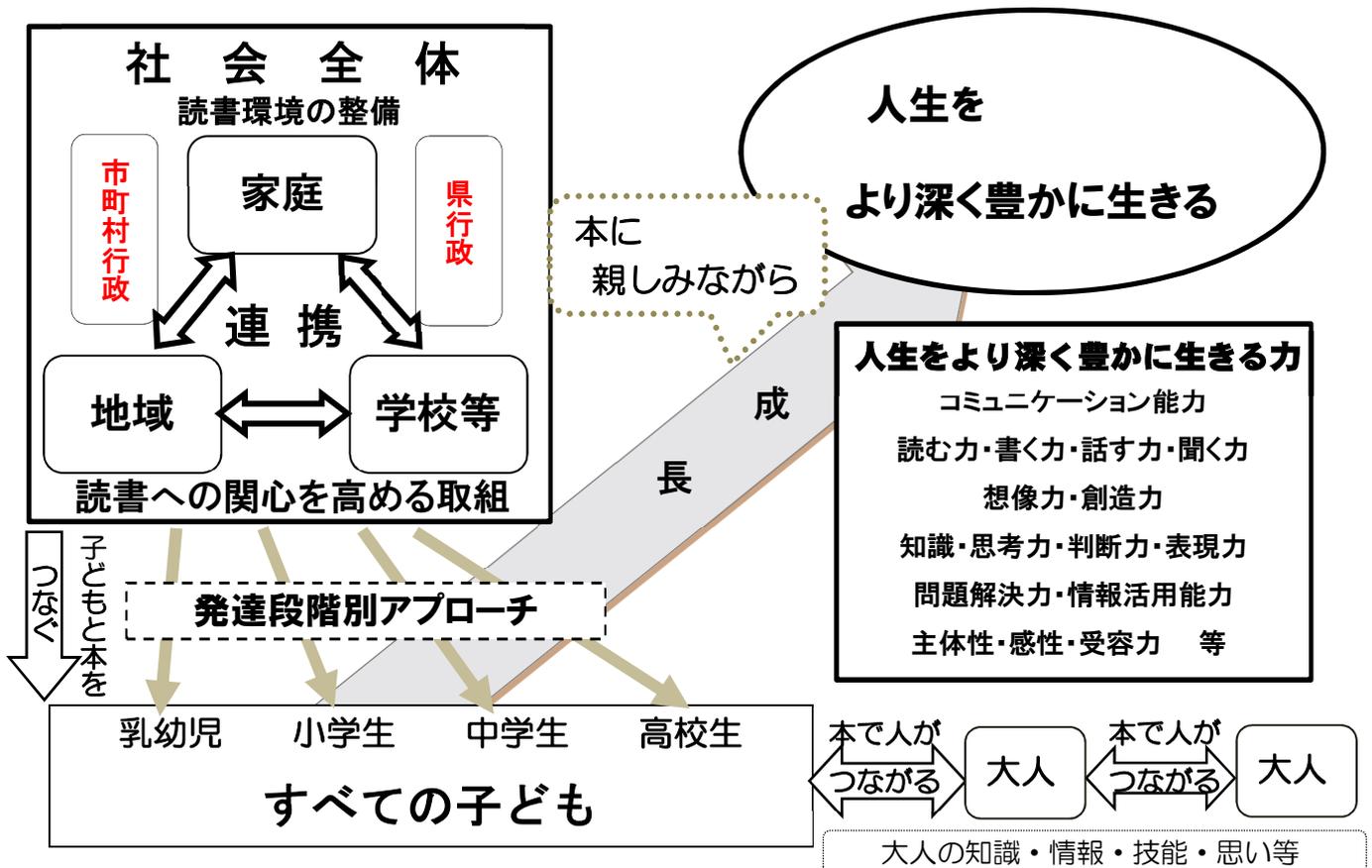
子どもは、読書により、多くのものを身に付けて成長します。読書は、子どもが人生をより深く豊かに生きるために不可欠なものです。

子どもが本に親しみ、好きになったり活用したりと、読書の習慣を身に付けるためには、子どもが本の楽しさや魅力を感じる機会の充実が必要です。本に触れるきっかけがあり、子どもと本の楽しさを共有する人がいて、手を伸ばすと好きな本や調べたい本がある。そのような読書環境が、本好きな子どもを育てます。「子どもと本をつなぐ」読書環境が大切です。

同時に、「子どもと本をつなぐ」ために、社会全体が連携して環境づくりを進めていくことが肝要です。読書の大切さを知り、読書を通じた子どもの健やかな成長を願う人が多くいます。また、その人々がもっている知識・情報・技能・思い等は多様で、子どもへの携わり方も様々です。すなわち、そうした人々が「子どもの本でつながる」ことで生まれる効果は、計り知れません。

本計画では、基本理念を念頭に置き、第三次計画期間における成果と課題を踏まえ、基本方針を示します。

【第四次推進計画のイメージ】



2 基本方針

(1) 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

家庭、地域、学校等の社会全体において、子どもの読書への関心を高める取組を実施し、本に親しむ習慣の定着を図ります。子どもの発達段階に応じて、本とつながるきっかけを積極的につくることを推進し、「本を見たい」「本を読みたい」「本で調べてみたい」と読書への関心が高まるよう努めます。

◎発達段階別アプローチ

読書をしていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない実態も見受けられることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

発達段階と特徴(傾向のキーワード)

■乳幼児期「本に出会う」おおむね6歳まで

3歳頃まで…周りの大人の影響で言葉を次第に獲得

4歳頃から…絵本や物語への興味、世界を楽しむ、イメージや言葉を豊かにする

■小学生期「本に親しむ」おおむね6歳から12歳まで

低学年は…本の読み聞かせ、一人で読書、語彙量増、場面や状況をイメージ

中学年は…最後まで本を読み通す(個人差が出る)、自分の考えとの比較、読書量増

高学年は…本の選択ができる、本の良さを味わう、好みの本の発見、読書の幅が広がる

■中学生期「本から学ぶ」おおむね12歳から15歳まで

中学生は…多読動向の減少、共感・感動できる本、読書を自己の将来に役立てる

■高校生期「本と歩む」おおむね15歳から18歳まで

高校生は…読書の目的・資料の種類に応じて適切に読む、知的興味、多様な読書

(2) 読書環境の整備と連携体制の構築

子どもが、好きな本を手にとったり、必要な資料を調べたりすることのできる、望ましい読書環境づくりを推進します。いつでも、どこでも、すべての子どもたちが本に親しむことができるようになるためには、社会全体において読書環境を整備する必要があります。また、家庭・地域・学校等、それぞれが連携を図り、子どもが読書に親しむ機会を充実できるように努めます。

子どもの読書活動を支える環境には地域間格差があることから、県や市町村は地域の実情を十分に把握した上で施策の方向性や取組を示し、読書活動推進体制を整備します。

3 子どもの読書活動に係る目標とする数値

本計画の達成状況等の点検及び評価を行うために、目標とする数値を定めました。おおむね5年を計画期間としていることから、令和6年度を目標年度とします。

| 目 標 | 評価指標 | 現状(H30) | | 目標(R6) |
|--|--------------------------------------|---------|---------|---------|
| 子どもの読書への 関心を高める | ①読書の好きな子どもの 割合 | 小6※1 | 75.7% | 80% |
| | | 中3※1 | 71.2% | 80% |
| | | 高2※2 | 73.1% | 80% |
| | ②不読率(1か月に1冊も 本を読まない児童・生徒) の割合 | 小6 | 18.0% | 8% |
| | | 中3 | 29.1% | 20% |
| | | 高2※2 | 45.9% | 35% |
| 読書環境の整備と 連携体制の構築を 進める | ③市町村子ども読書活動 推進計画策定率 | 市 | 89.1% | 100% |
| | | 町村 | 29.4% | 88% |
| | ④セカンドブック事業を 行っている市町村の割合 (P.14) | 16.6% | | 50% |
| | ⑤優秀・優良学校図書館の 学校の割合 (P.7) | 優 秀 | 小 44.8% | 65% |
| | | 中 30.7% | 45% | |
| | | 優 良 | 小 93.1% | 100% |
| | | 中 80.7% | 95% | |
| | ⑥公立図書館等と連携して いる学校の割合 | 74.7% | | 100% |
| | ⑦市町村立図書館等におけ るボランティアの登録者数 | 2,817 人 | | 3,300 人 |
| ⑧ボランティアと連携・協力 している学校の割合 | 61.5% | | 68% | |
| ⑨公立図書館あるいは教育委員 会が加わり、学校関係者と子ど もの読書活動の推進について協 議する機会がある市町村の割合 ※2 | 46.3% | | 60% | |

①②③文部科学省調査 ④⑥⑦⑧千葉県社会教育調査

⑤千葉県学習指導課調査 ⑨千葉県生涯学習課調査(①②の高2を含む)

※1 全国学力・学習状況調査 (平成31年度調査)

※2 千葉県生涯学習課調査 (平成29年度調査)

第4章 具体的な取組

1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

(1) 家庭における発達段階に応じた取組の推進

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものです。子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実、習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。

〈取組事例〉

| 乳幼児期 | 小学生期 | 中学生期 | 高校生期 |
|--|---|---|------|
| <ul style="list-style-type: none">・読み聞かせを行う (絵本、物語)・ブックスタート事業 (セカンドブック事業) に参加する・図書館、公民館等の イベントに参加する など | <ul style="list-style-type: none">・読み聞かせを行う・子どもの音読を聴く・家族読書タイムをつくる・感想を話し合う・子どもと一緒に図書館 に本を借りに行く・好みの本を探す など | <ul style="list-style-type: none">・感動した本や印象に残っている本の話・読書体験を語る・本の内容を語り合う、本を紹介し合う・図書館等の利用を促す、読書施設の紹介・将来の夢や就職について気になる分野や 職業についての情報収集を一緒にする、 図書館で調べてみるようにすすめる など | |

ア 本の読み聞かせ

文字が読めなくても読み聞かせによる親子の触れ合いは、子どもの情緒と言語の発達を促します。子どもが自分で本を読めるようになってからも、読み聞かせは親子の絆を深め、子どもの興味を広げる大切な活動です。また、中学生、高校生、大人になっても読書に親しむことができるために、幼児期の家庭で読み聞かせは大切です。

イ 家庭読書「家読」(うちどく)の推進

家庭読書の略の「家読」は、読書を通して「家族の絆づくり」をすることを目的とし、各家庭それぞれに本の楽しみ方があります。本は強制的に読ませるのではなく、家族で一緒に本を楽しむことが大切です。

読み方は自由です。一冊の本を家族全員で読む、子どもに読み聞かせをする、子どもが親に読み聞かせをする、本の内容について語り合う、など様々な方法があります。本の楽しさに触れ、家族の絆を深めることができる取組です。(P.31)



ウ ブックスタート・セカンドブック（ブックセカンド）事業への参加

第三次推進計画時において、ブックスタート事業の実施率が100%となり、目標を達成しました。そこで、家庭においては、ブックスタート事業はもちろん、セカンドブック事業にも積極的に参加することを推進します。

対象時期：ブックスタート…0～2歳 セカンドブック…3歳～小学校入学前 サードブック…小学校入学後

ブックスタート事業 ※再掲

ブックスタート事業は、図書館司書や保健師などから、保護者に子どもと一緒に絵本を開くことの楽しさを伝える家庭教育支援の事業として重要な取組です。

すべての赤ちゃんを対象に、市町村の活動として、0歳児検診などで実施されます。



〈取組例〉

- 絵本リスト、リーフレット、パンフレット配付
 - 絵本のプレゼント
 - 図書館の利用案内、図書館カレンダー配付
 - わらべうた、紙芝居、絵本の読み聞かせの実施
 - 読書通帳の配付 など
- ※市町村ごとに特色ある取組をしています。

セカンドブック事業（ブックセカンド）

セカンドブック事業は、ブックスタート事業のフォローアップ事業として、おおむね3歳から小学校入学前の子どもを対象とした、読書への関心を高める取組を実施する事業です。市町村でのセカンドブック事業の実施例を紹介します。

【茂原市立図書館】 ※各ホームページより一部抜粋

絵本の読み聞かせを楽しめるようになる3歳児を対象に、親子で絵本を通じて楽しいひと時を分かち合ってくださいことを目的としています。

3歳児健康診査票に同封した「セカンドブック引換券」を図書館へお持ちください。

セカンドブックパック

- ・絵本1冊 ・子どもに読んであげたい絵本（1歳～6歳向け絵本リスト）
- ・図書館行事案内（おはなし会など） ・図書館だより
- ・図書館利用案内 ・図書館カード申請書

【船橋市図書館】 ※各ホームページより一部抜粋

1歳6か月を迎えたお子さんに図書館で絵本を差し上げる「セカンドブック事業～おいでよ！としょかん～」を実施しています。絵本の受取期限はお子さんの3歳の誕生日までです。

各保健センターで1歳6か月児健康診査の際に配付している「セカンドブックえほんの会招待券」をお持ちの方は、お早めにお受け取りください。※市内図書館、公民館等図書室で配付

※絵本の配付をせず、対象児に読み聞かせ等を行う事業もセカンドブック事業と位置付けます。

(2)地域における発達段階に応じた取組の推進

地域では、それぞれの特色を生かし、子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げる支援を一層推進することが期待されます。

〈公立図書館の取組事例〉

| 乳幼児期 | 小学生期 | 中学生期 | 高校生期 |
|---|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児向けおはなし会 ・乳幼児向けコーナー ・おすすめ絵本の紹介 ・子ども向け事業 (ぬいぐるみお泊り会等) など | <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ資料展示 ・本の紹介 ・レファレンス、読書相談 ・ストーリーテリング ・子ども向け事業 (読書通帳・科学遊びの会等) など | <ul style="list-style-type: none"> ・レファレンス、読書相談 ・職場体験事業 ・インターン事業 ・ビブリオバトル ・進路説明会 | <ul style="list-style-type: none"> ・YAサービス※ ・子ども司書活動 ・ホームページの充実 ・体験イベント など |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">※P.31 に実践例紹介</div> | | | |

※YAサービス…ヤングアダルト(ティーンズ) サービス

子どもと大人の中間に位置する中学生や高校生など主に10代の利用者層を、図書館関係者や出版業界ではヤングアダルトと呼んでいます。児童サービスから一般サービスへの移行を10代特有のニーズに沿った形で提供するサービスで、YAサービスやティーンズサービスと呼ぶ場合があります。

ア 公立図書館等（県立図書館、市町村立図書館、公民館図書室）

図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書に親しむ機会を得ることができることです。さらに、子どもの読書についての相談に応じたり、様々な行事・イベントを催したりし、子どもの読書活動を推進する中心的役割を担っています。

また、移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子ども等、より多くの子どもに読書の機会を提供することを可能にします。

イ 生涯学習センター、ボランティア団体、民間団体、民間企業等

それぞれの特色を生かし、子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げる支援を一層推進することが期待されます。

関係機関が連携して発達段階に応じた取組を実施することが望めます。

ウ 地域文庫・家庭文庫

地域の自治会やPTA、ボランティア団体が組織的に設置する地域文庫や、個人の家にかかれる家庭文庫においても読書を楽しむことができます。子どもが読書に親しむ機会を増やすことが大切です。

子どもの読書活動推進センター（県立図書館）

子どもの読書活動の推進に関し、教育委員会、図書館、関係機関・団体、関係者等の連携の拠点（センター）となる組織で、県立中央図書館内のプロジェクトチームとして活動しています。

[対象]

教育委員会、市町村立図書館、公民館、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、子育て支援施設、家庭・地域文庫、子ども会など地域の団体、ボランティアサークル等関係者との相互の連携を強化しながら、子どもが読書に親しむ機会の提供や、読書活動の充実を支援しています。

[内容]

(1) 子どもの読書推進に関する施策・サービス等の調査研究、普及啓発

- ・読み聞かせボランティア入門講座
- ・高校への講師派遣（読み聞かせ講座等）
- ・特別支援学校への訪問読書支援



読み聞かせ講座

(2) 資料の収集と整備

- ・県立学校等への貸出資料の整備（セット化）
- ・郷土資料を活用した子どもの読書活動推進（千葉県の民話リスト）
- ・学習に活用する資料リストの作成・提示（教科書単元別・テーマ別資料リスト）
- ・中央図書館内「子育て支援情報コーナー」の運営



貸出資料セット



学習に活用する資料リスト



子育て情報コーナー

(3) 担当者の研修及びネットワークの構築

（連絡・調整、情報の共有、人や組織の連携等）

- ・職員研修（児童サービス基礎研修会等）
- ・子どもの読書活動推進に関する運営相談、支援、広報
- ・学校図書館の運営相談、支援、広報

(3) 学校等における発達段階に応じた取組の推進

学校等では、子どもが読書に親しみ、発達段階に応じて読書の幅を広げられるように、計画的・継続的な教育活動全体を通じた読書活動を行うことが大切です。

〈取組事例〉

| 乳幼児期 | 小学生期・中学生期・高校生期 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ (絵本や物語) ・絵本や物語を読み、 絵をかいたり、演じたり する活動 ・ボランティアや児童生 徒による読み聞かせ ・図鑑を見る活動 など | <ul style="list-style-type: none"> ・全校をあげての読書活動 ・様々な交流による読み聞かせ ・推薦図書コーナーの設置 ・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定 ・子どもが相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動 ビブリオバトル、読書会、ポップづくり、ブックトーク、 アニメーション、ストーリーテリング ・図書館資料を活用した授業の展開 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">学習指導要領を踏まえた 読書活動の推進</p> </div> <p style="text-align: right;">など</p> |

乳幼児期

乳幼児にとって、1日の中で長い時間を過ごす幼稚園や保育所等は、日常的に本とつながることができる場です。

絵本や紙芝居などの読み聞かせ等を行うことで、子どもたちの本に対する関心や想像力が高まります。



小学生期・中学生期・高校生期

ア 全校をあげての読書活動「朝の読書」、「読書週間」等、読書機会の設定

全校をあげての読書活動を積極的に行い、児童生徒にとって読書が生活の一部になるような機会を提供します。読書活動計画や年間指導計画を作成し、読書習慣の確立・読書指導の充実を図ります。

イ 様々な交流による読み聞かせ

読み聞かせを通じて、読書への関心を高めるとともに、様々な人とつながることができます。

〈大人との交流〉 教師やボランティア等による読み聞かせ

〈同学年交流〉 同学年の子ども同士による本の紹介

〈異学年交流〉 高校生や中学生による小学生・幼児への読み聞かせ、
小学校高学年による低学年への読み聞かせ等

※保幼小交流会、中学校の職場体験学習、高等学校のインターンシップ、特別支援学校との交流等、様々な交流ができます。

ウ 児童生徒が相互に図書を紹介する活動や様々な読書活動の工夫

子ども同士で本を紹介したり、話し合いや批評したりする活動は、子どもの読書への関心を高めるためにとても有効です。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも効果があります。このような取組を通じて「心に残る一冊の本」に出会い、読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつなげていくことが重要です。本についての話し合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなります。また、他者の異なる考えを知ることで、自分自身の考えを見つめ直すこともできます。

「ビブリオバトル（書評合戦）」

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動。紹介するために話を構成する力や表現力など様々な力が身に付く。

図書委員、子ども司書（ジュニア司書）等の活動

子どもが図書館や読書活動について学び、おすすめ本を選定して紹介したり、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を実施したりする活動。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもの読書のきっかけを作り出す。

子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が決められた複数の本を全て読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、おすすめ本を決める活動。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自分の考えの幅を広げることにつながる。

他のさまざまな取組

読書会……………数人で集まり、本の感想を話し合う。
ポップづくり……………本売り場にあるような販売広告を作り、本を紹介する。
ブックトーク……………テーマに沿って複数の本を紹介する。
アニメーション……………読む力や意欲を引き出す読書指導。間違いさがしや地図づくり等。
ストーリーテリング…語り手が昔話や物語を全て覚えて自分の言葉で語る。

エ 図書館資料を活用した授業の展開

学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の一つとして、学校図書館の利活用が挙げられています。

調べ学習や新聞を使用した学習（N I E）等、図書館資料を活用することで、児童生徒の読書に対する興味関心や必要性を高めることが期待されます。

※N I E…Newspaper in Education 学校等で新聞を教材として活用すること

(4)情勢の変化への対応

情報通信手段の普及・多様化により、子どもの読書活動にも影響が表れています。児童・生徒のスマートフォンの利用率が年々増加傾向にあることやSNS等、情報通信手段の多様化が進んでいる実態を踏まえて、これからの読書活動推進の手立てを講じていく必要があります。

ア 基本的な考え方

本を読むことに興味がなかつたり、文章を読むことを面倒に感じたりする子どもが年々増えている傾向が見られます。だからこそ、幼い頃から絵・文字・文章に慣れさせるという働きかけがとても大切になってきます。多くの情報の中から必要な情報を自分で取捨選択していけるような経験を幼い頃から積まなければ、その後、インターネット等の情報を上手に扱うことはできないと考えます。これらの点を踏まえて、情勢の変化に対応した読書そのものの捉え方についても柔軟に考える必要があります。また、予測困難な変化の激しい社会を生き抜くためにも、思考・判断・創造する力を養うことができる読書はより大切になってくると考えます。

イ 情報リテラシーの重要性

情報リテラシーとは、目的に応じて情報を活用する能力のことであり、印字された文字だけでなく、インターネット等の情報といった、各種の情報源を適切に利用し、散在する情報の中から必要な情報を収集し、整理し、そして発信するための能力を指します。 ※引用：IT用語辞典バイナリ

インターネット等を子どもが適切に利用するためにも、人が情報を扱う上で求められる「情報モラル」について考え、他者や自らを害することがないように子ども自身が判断して行動ができる基本的な力や態度、考え方を身に付けさせる必要があります。

ウ 情報モラル教育の充実

学習指導要領の改訂により、総則において「情報モラルを身に付けるよう指導すること」と明示されています。情報社会におけるルールやマナー、法律の理解とともに、それらを守ろうとする態度を育てていく必要があります。また、情報社会における危険から身を守るための知識や対応を身に付けることも大切です。学校を中心に家庭、地域で連携し、情報モラル教育を充実させるよう努めます。

児童生徒向け啓発資料（文部科学省）※平成31年2月

「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ～スマホやネットばかりになっていない？～」

2019年版（小・中学生用）（高校生用）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

エ 子どもと本をつなぐ新しいきっかけ

現代の社会には、情報を取得するためのツールがたくさんあります。情報モラルを身に付けた上で、情報社会において普及しているツールを利用することで、子どもと本をつなぐ、新しいきっかけにもなります。

○タブレット端末等ICTを活用した調べ学習

学校等において、ICTを活用した学習が推進されています。タブレット端末は、持ち運びができ、いつでも、どこでも簡単に調べ学習ができます。さらに、図書館等の書籍と併用することで、関連する情報を集め、知見を広げることができます。

○インターネットを利用した読書情報の有効活用

スマートフォンの普及により、インターネットで手軽に調べたいことを検索できるようになりました。興味のある著者や本のタイトルを検索すれば、関連した本についてすぐに知ることができます。また、読書コミュニティサイトやレビューサイト等を利用して読書記録を付けたり、気になる本を見つけて仲間を作ったりすることもできます。インターネットやSNS等を上手に活用すれば、読書の楽しさが広がり、深めることにつながると考えます。本の世界は無限大であり、新たな読書の楽しみ方が期待されます。

○電子図書館の利用

インターネット上の電子図書館がこれからさらに発展することが予想されます。例えば「青空文庫」では、著者が許諾した作品や著作権が消滅した作品を公開しています。様々な本を無料で読むことができます。電子図書館を利用することで、いつでもどこでも読書することが可能です。

「携帯電話やスマートフォンは、知りたいことをすぐに検索できて便利。本は、ページの前後に関連することがあって、知識を広げられるよさがある。図書館の棚には、関連する本が並んでいて無意識に前後の本を見る。それぞれのよさを使い分けるとよいと思う。」（司書）

「文字を読むのが難しいお子さんが、タブレット端末の音声つき絵本を繰り返し読んで、しばらくしたら本屋でその本を見つけて、本を読むのが好きになった。」（特別支援教育関係者）

「大好きな本がある。本を開いたときの匂いから、昔お母さんに読んでもらったことを思い出す。電子書籍は本を読むきっかけになったらよいのでは。拡大書籍は持ち歩けないけれど、拡大書籍を入れたタブレット端末なら持ち歩けるよさもある。」（小学校教諭）

「電子ペーパーは、紙の特性をもっているし、直射日光の下でも見やすく愛用しています。持ち運びが楽で、消費電力が少ないこともメリットです。普段は紙の本を読んでいます、出かけるときに使っています。」（保護者）

2 読書環境の整備と連携体制の構築

(1) 環境整備

ア 家庭での環境整備

○読書活動の大切さについての理解

子どもの読書活動を推進するにあたり、保護者の関わりが大きく影響します。保護者が読書の大切さを理解できるように、地域、学校、行政から発信する読書啓発リーフレットや様々なイベントに積極的に参加できる環境を社会全体でつくる必要があります。

○読み聞かせ、子どもの音読を聴く、読書について語り合う機会と時間の確保

家族で一緒に本を楽しむ時間の確保できることが望まれます。スマートフォンやゲーム、動画視聴に多くの時間を費やしている子どもが多い現状です。子どもが読書に親しめる機会と時間を積極的に確保することが大切です。

イ 地域での環境の整備

○図書館等の整備

図書館は、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等に基づき、地域における子どもの読書活動において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれます。そして、子どもが読書環境をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要です。

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」には、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び分館の設置に努めることや、県は、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うこと等が記載されています。

○情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は、図書館における子どもの読書活動をより充実したものとすることができます。来館者が利用できるコンピューターや子どもがより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）は、充実した図書館サービスに欠かせないものであり、これらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努めます。

○子どもの利用のためのスペース等の設置

子どもにとって図書館等をより利用しやすいものにするために、子どもの利用のためのスペース確保に努めます。

県、市町村教育委員会においては、子育て施設や福祉施策等の担当部局との連携を図り、子どもにとって利用しやすい図書館の整備を促します。

○運営状況に関する点検及び評価

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努めます。

目標の設定は、図書館サービスその他の図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子どもや保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるよう努めます。

○すべての子どもが本に親しむための環境整備（読書バリアフリーの推進）

障害のある子どもや様々な状況にある子どもたちの読書に困難を感じている要因を取り除く必要があります。全ての子どもたちが読書に親しめるよう、読みやすさやバリアフリーに配慮した環境整備に努めます。（P.32～P.35）

○公民館図書室等の整備

公民館図書室等は、身近な読書活動を行う施設として機能しています。図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、読書活動に関して専門的知識をもつ者や地域のボランティア等、多様な人々と連携・協力し、子どもの読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望まれます。

○児童館の整備

児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われています。図書館、公民館図書室と同様、子どもが読書に親しむ場になっているため、読書環境の整備が期待されます。

○民間団体の支援・ボランティア活動の推進

地域における子どもの読書活動の担い手を支援するため、児童資料研究用図書の充実を図り、ボランティア活動の機会や、スキルアップの場を提供するなど、地域における読書活動の整備充実が期待されます。



ウ 学校での環境整備

○幼稚園、保育所等における環境整備

乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めることや、図書館の協力を得て、発達段階に応じた図書を取りそろえることが望まれます。

○魅力ある学校図書館づくり

自由な読書活動の場として、学びの場として、学校図書館は、子どもの成長を支える重要な拠点です。読書への関心を高めるために欠かせない場であるので、その役割の実践と内容の充実が求められます。

・「読書センター」としての役割

読書活動の拠点となる役割があります。子どもが自由に本を選び、静かに読みふける場を提供したり、子どもたちがおもしろいと思える本、豊かな学びにつながる本を紹介して、読書の楽しさを伝えたりできる、いちばん身近な「読書センター」です。

・「学習センター」としての役割

学習支援を行う役割があります。各教科等で活用し、主体的な学習活動を支援するための拠点である「学習センター」です。

・「情報センター」としての役割

情報収集・選択・活用能力を育成する役割があります。また、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応する機能を有しているのが「情報センター」です。

○「人のいる学校図書館」の推進、人的体制の整備

子どもの読書活動の推進にあたり、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要です。学校図書館の運営は、校長のリーダーシップのもと、計画的・組織的に行われることが望まれます。

司書教諭等が中心となり、学校司書、全ての教職員が協力して、それぞれの立場から学校図書館の機能の充実を図り、子どもの学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが大切です。

司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが重要です。

学校司書の配置

学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する職員です。学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効です。

○学校図書館の自己評価

県作成「学校図書館自己評価表」に基づき、自分の学校の図書館の現状を分析することが児童生徒の読書活動の意欲向上にもつながります。特に、定期的な図書購入、除籍が適切に行われているのかを振り返り、環境を整えていくことが大切です。また、新聞を活用した学習を行うための新聞配備や、地域に関する学習をするための資料が充実することを期待します。

○すべての子どもが本に親しむための環境整備（読書バリアフリーの推進）

点字図書や音声図書、ICT機器の活用等、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに、学習指導要領に基づき、自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進します。（P.32～P.35）

○学校図書館の情報化推進

学校図書館にどのような本があるのか、必要な本はどこにあるのか、貸し出し状況はどうなっているのかなど、いつでもすばやく確認するためには、蔵書のデータベース化や図書管理システムの導入により円滑になります。また、近隣の学校との連携にも効果が期待できます。

○校内研修体制の確立

学校図書館の在り方や司書教諭等の役割についての理解、授業における学校図書館の活用方法の研究、連携についての共通理解等、積極的に校内研修を行える体制を確立することが大切です。

○推薦図書コーナーの設置

学校図書館内や校内のスペース等、子どもが手を伸ばせば届く場所に推薦図書コーナーを設置し、子どもが気軽に読書を楽しめる環境をつくれます。

学校の特色を生かし、スペースを有効利用した環境整備を期待します。



(2) 家庭、地域、学校等の連携

ア 家庭と学校等との連携

○読書の意義や大切さの共有

学校等は、読書啓発リーフレットや学校便り等を活用し、読書の意義や大切さを保護者と共有することが望まれます。また、家庭読書の習慣化を図るために、読み聞かせや音読等、読書に親しめるような取組を推進します。

○ボランティアの募集・協力体制の確立

保護者がボランティアとして、学校図書館の整備や読み聞かせを実施している学校が多くあります。子どもの読書機会の充実のために大きな役割を果たしています。

イ 地域と学校等の連携

○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた連携

学校は、授業で問題解決学習をする際、学校図書館だけでは必要な資料を集められない場合があります。公共図書館と連携することで、多くの関連資料を使って子どもが調べ学習をすることができます。また、地域の人材等（司書・ボランティア・民間団体・民間企業）と連携し、活用することで学習効果を高めることもできます。

県主催「公立図書館と学校の連携を図るための研修会」パネルディスカッションでの一言

連携するためには、公立図書館員と先生方がお互いの「顔がわかる」「顔が見える」「名前がわかる」という関係でないとほじまらないと思う…。

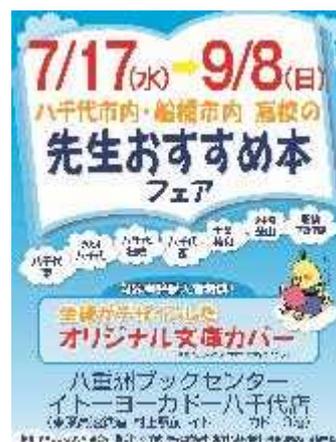
○企業との効果的な連携

地域の学校、企業と連携したイベントは、読書活動推進にあたり大変効果的です。地域の特色を生かした取組を推進します。

〔紹介〕高校の先生おすすめ本フェア

※八重洲ブックセンター

イトーヨーカドー八千代店との連携



ウ 学校間の連携

○異学年交流(異年齢交流)

小中学生や高校生が幼稚園・保育所等の乳幼児に、中高生が小学生に、小学校高学年が低学年に読み聞かせ等を行うことで、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になります。実態に応じて劇や人形劇で演じる等、表現方法を工夫することができます。

エ 家庭と地域の連携

○家庭文庫・地域文庫の広がり

家庭文庫は、自宅において蔵書を開放し、地域の子どもたちへの本の貸し出しや読み聞かせを行う営みです。地域文庫は、地域の自治体や町内会等が設置し、運営するものです。公立図書館等のほかにも、子どもが本に親しめる環境をつくることができます。

(3) 普及・啓発活動

ア 地域(地域文庫・ボランティア団体等)では

○地域活動・地域行事における広報・啓発

ボランティア団体、地域文庫、青少年育成団体等が行う、親子を対象とするイベントやおはなし会、保護者を対象にした講習会等において、読書活動の意義を広める機会を設けることなどが考えられます。

イ 地域(図書館)では

○「子どもの読書活動推進センター」としての普及・啓発・情報提供

図書館は、子どもの読書活動の推進に関し、教育委員会、図書館、関係機関・団体、関係者等の連携の拠点となる組織です。様々な施策・サービス等の調査・研究、普及・啓発、資料の収集と提供、読み聞かせ等の研修や講座、ネットワークの構築などを行います。

○子どものための郷土資料の充実と情報発信

郷土の作家や千葉県を舞台とした作品の資料展示、博物館等との連携事業を通じ、子どもたちは郷土との関わりの中かで読書の楽しさを見出すことができます。また、千葉県関係資料に触れ、郷土への興味・関心を深めることにより、郷土愛を育むことにつながります。

ウ 学校等(幼稚園・保育所・認定こども園等)では

○行事や「おたより」の利用

親子で参加する様々な行事や連絡等をする「おたより」において、読み聞かせや読書の習慣づけの大切さを、保護者や地域の人々へ広く伝えることができます。

エ 学校等(小学校・中学校・中等教育学校、高等学校、特別支援学校)では

○読書啓発リーフレットの活用

読書啓発リーフレット「図書館司書が選んだ『子どもに読んでほしい本100選』」等を保護者に配布し、活用を積極的に促します。

○学校だより等の活用

学校便り、図書館便り、PTA便り等を利用して、読書活動の意義等を広めていくことができます。

○1000か所ミニ集会・PTA行事等を利用した広報・啓発

日頃、児童生徒の生活を見守る多くの人に対し、読書活動の意義や学習との相互関係等について紹介するだけでなく、学校の読書活動の現状や地域の実状について考える機会にすることができます。

オ 行政(県)では

○子どもの読書活動啓発リーフレットの作成・配布

家庭における子どもの読書活動の意義を啓発するため、発達段階に応じた保護者向けのリーフレットを作成し、配布します。

○家庭読書の推進

家庭のコミュニケーションが深まり、子どもが本に親しむ習慣づくりにつながる家庭読書「家読(うちどく)」の効果や実践例等を、様々な機会において広報し、その普及を図ります。

○研修会の実施

公立図書館と学校図書館が連携を図るための研修会を行います。公立図書館職員、学校職員、行政職員、ボランティア団体等が顔を合わせ、よりよい連携の在り方を考える場を設定し、子どもの読書活動推進の意識向上と連携体制の構築を図ります。

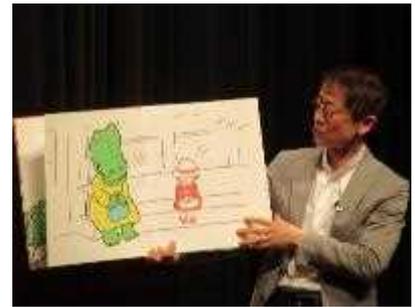
○ビブリオバトル大会の開催

全国高等学校ビブリオバトル大会につながる千葉県大会を開催し、高校生の読書への興味・関心を高めるきっかけづくりと、子どもの様々な力を高めることを目的に開催し、ビブリオバトルの普及を図ります。

○「子ども読書の日」「こどもの読書週間」等における啓発

県では、「子ども読書週間」に「千葉県子ども読書の集い」を開催し、講演、子どもの読書活動優秀実践者(学校・図書館・団体・個人)による実践発表、ビブリオバトル等を行います。学校等では、年間行事計画に位置づけ、様々な取組を工夫するとともに、児童生徒や保護者に読書の楽しさや意義を伝えるよい機会として情報発信することが望まれます。

| | | |
|----------------|--------------|-----|
| 「子ども読書の日」…………… | 4月23日 | ※毎年 |
| 「こどもの読書週間」……… | 4月23日～5月12日 | |
| 「文字・活字文化の日」… | 10月27日 | |
| 「読書週間」…………… | 10月27日～11月9日 | |



カ 行政(市町村)では

○検診や親子で参加する行事で啓発

ブックスタート事業や公民館等が主催する催し物において、おはなし会の実演や保護者同士で交流ができる参加・体験型の読書推進活動の場を提供する等、読書の楽しさや意義を伝える取組が期待されます。

○子育て支援事業における啓発

市町村の母子保健事業従事者や母子保健推進員、保育施設の保育士、放課後児童クラブの支援員等は、保護者を対象に、読み聞かせや読書の大切さについて啓発を図ることが望まれます。

その他、普及啓発のための広報活動、研修会の実施、イベントの開催、市町村の実態に応じた取組が行われることを期待します。

(4)子どもの読書活動推進体制の整備

ア 市町村子どもの読書活動推進計画策定の推進

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定により、市町村は、当該市町村における「子どもの読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならない、とされています。そのための情報提供や市町村の求めに応じて必要な助言を行い、市町村推進計画の策定を支援します。

イ「千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)」の点検・評価、進行管理

推進計画の取組状況について、全国学力・学習状況調査、県の社会教育調査等で調査し、子どもの読書活動関係機関や関係課等において、定期的に計画の点検・評価及び取組の進行の管理を行います。

ウ 公立義務諸学校及び県立学校への人的配置

学校図書館法第5条の規定より、公立義務教育諸学校と県立の高等学校、特別支援学校においては、12学級以上の学校で司書教諭を配置していますが、さらに、11学級以下の学校における司書教諭配置や学校図書館法第6条の規定による学校司書の配置を促進し、学校図書館の環境整備と読書活動の充実を図ります。

補 足 資 料 編

1 家庭読書「家読(うちどく)」の推進

うちどく.com 家読推進プロジェクト公式ホームページより(一部紹介)

「家読(うちどく)」は、「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書活動です。

〔ホームページ内の紹介〕

- 家読のすすめ……全国の優れた実践例の掲載(保護者、図書館関係者、学校関係者、行政)
- 全国家読情報……地域編、図書館編、公民館編、学校編、行政編に分かれた全国の家読情報
- つながる絵本……会話がつながる、家族がつながる、をコンセプトに厳選された絵本50冊の紹介
- リレーうちどく……たった1冊の絵本で、親子の絆が深まり、クラスの想いがつながっていく取組
- 学力向上……楽しみながら培う学力「家読で培われる4ステップの学力」
- 子ども司書制度……友達や家族に読書のすばらしさや大切さを伝えるリーダーの育成 など

2 県内公立図書館・公民館等による事業(一部紹介)

| 事業名 | 概要 |
|------------------|----------------------------------|
| キッズタイム | 周囲に気兼ねなく図書館を利用できる時間を設ける。 |
| むかし話おはなし会 | 昔話の素話や大型絵本の読み聞かせを行う。 |
| 子ども読書まつり | 様々なイベントを行い、図書館を楽しむ機会とする。 |
| 図書館たんけんツアー | 図書館施設の見学会を行う。 |
| 子ども一日図書館員 | 図書館の仕事を体験する。 |
| はじめての調べ学習 | 図書館を使って調べる方法やまとめ方を教える。 |
| モンスターハウス | 決められた本の中からクイズに答えてモンスターを倒していくゲーム。 |
| 本と歌と音楽のコラボレーション | 読み聞かせだけではなく、新しい魅力を提供する。 |
| 50音ブックマイスター | 読んだ本の頭文字のスタンプを集めて50音を完成させる。 |
| 夏休み読書ラリー | 期間中に決められた冊数を読破できたらゴール。 |
| そよかぜおはなしタイム | 移動図書館稼働時、集まった子どもに絵本等の読み聞かせを行う。 |
| おばけ集会 | おばけ関連の絵本・紙芝居の読み聞かせと工作をする。 |
| 落語のおはなし会 | 落語絵本などを使ったおはなし会を行う。 |
| 創作教室「ザ・チャレンジ」 | 身近な創作を通じて、子どもたちの図書への関心を深める。 |
| 本だいす木 | 本の感想などを用紙に書き、木の形の台紙に貼る。 |
| リサイクルフェア | 図書館で除籍した図書及び雑誌を無料で配付する。 |
| ビブリオバトル | おすすめ本を紹介し、観覧者により「チャンプ本」を決める。 |
| YA図書館脱出ゲーム | 図書館各所に設置されたクイズを解いて目的達成する体験型ゲーム。 |
| YA図書館サポーター | 中高生がYAコーナーのPOP作りなどを行う。 |
| 30ミニッツ!本のチョイ直し講座 | 高校生以上が家から修理したい本を持参し、修理方法を学ぶ。 |

千葉県図書館 2018 千葉県公共図書館協会より一部抜粋

3 すべての子どもたちが本に親しむための環境整備(読書バリアフリーの推進)

【点字資料】

点字は、6つの点の組み合わせで日本語の五十音(かな)を表す表音文字で、横書きされます。凸点を指先で触って読み取ります。

点字資料には、墨字(点字に対して印刷された文字のこと)の原本を点訳したもののほか、オリジナルで作成されたものもあります。ほとんどの資料は点字のみで書かれていますが、点字と墨字が併記されたものや、点字と墨字を1冊に綴じたものもあります。点図を含んだ資料もあります。点字資料には点字図書、点字雑誌があるほか、次のような形式のものがあります。

・点字絵本

絵本を点字と点図を用いて点訳したもの。点図は点線や点のパターンによる図で、指先で触って絵や図を理解することができます。

・点訳絵本

絵本原本に点字の透明シートを貼ったもの。視覚障害をもつ大人が点字を読み取って子どもに読み聞かせをするなど、一緒に絵本を楽しむことができます。

・点字付き触る絵本・ユニバーサルデザイン絵本

点字や絵を透明な盛り上げインクを使って印刷し出版されたもの。

触るイラスト(ざらざらな面やふわふわの布が貼られているなど触感で楽しめる)付きのものもあります。



【LLブック】

「LL」はスウェーデン語で「やさしくてわかりやすい」を意味する「Lättläst」(レットラスト)の略です。知的障害などのために読むことに困難を伴いがちな人を対象に、読みやすい文章、文章の意味を表した絵記号(ピクトグラム)、イラストや写真を用いてわかりやすい形で提供されている本です。

【音声資料】

音声デイジーやマルチメディアデイジー、オーディオブックがあります。

デイジー（DAISY）とはデジタル・アクセシブル・インフォメーション・システムの略で、電子図書の国際標準規格です。ほとんどのデイジー資料が、著作権法上、視覚障害のある方、識字障害や学習障害、肢体不自由等により印刷された図書を読むのが困難な方のための資料として製作されています。カセットテープと異なり、巻き戻しの手間がいない、1枚のCD-ROMに50時間以上の録音ができる、目次から読みたい章や節、任意のページに進むことができる、再生速度を変えられるなどの特徴があります。パソコンやタブレット、スマートフォンなどの電子機器で利用できます。

・音声デイジー

図書や雑誌など印刷された文字資料を音訳して収録した音声資料です。



・マルチメディアデイジー

音声とテキスト、画像を組み合わせたもので、読み上げ部分のハイライト、画面・文字の色の変更、大きさの変更等ができます。



・オーディオブック

書籍を朗読した音声を録音した音声資料で、CDブックとして市販されているほか、ダウンロード販売サービスも行われています。著作権法上の制約がなく、誰でも耳で聴く読書を楽しむことができます。



【大型絵本】

大型絵本は、一度に大勢の子どもたちを対象に読み聞かせをするために、作者の許可を得て拡大製作された絵本です。大きな絵本は迫力があって子どもに喜ばれますし、大人数で絵本を共有することは楽しい体験です。

【拡大文字資料】

・大活字本

大きな活字で印刷、出版された本です。文字も、ゴシック体など読みやすい書体が使われています。

・拡大写本

印刷された資料を、大きな文字で書き直されたものです。読みやすいよう、文字サイズや文字間、行間、書体、図表の配置などのレイアウトが調整されています。

【布の絵本】

布地やフェルト、スナップ、ファスナー、マジックテープ、ボタンなどを用いて、はさず、はめる、ひっぱる、ほどく、むすぶなどの動作を行う、絵本と遊具・教具の役目を兼ね備えた布製の本です。聴覚、触覚、視覚、手足の運動、情緒など、様々な障害をもつ子どもたちのために作られています。手や指の作動感覚を発達させ道具の使用を身につける等の効果があるといわれており、0歳からのすべての子どもの発達に有効な資料です。

【外国語の図書】

外国人住民や外国にルーツのある子どもは、母国語を使用することで自己形成し、学習言語能力を高めることができ、自己肯定感も育ちます。また周囲の児童・生徒にとっても、様々な言語に触れることで異文化への興味や関心を持ち多文化共生と国際理解へつながるきっかけとなります。

【電子書籍】

専用端末や、パソコンやタブレット、スマートフォン等の電子機器で利用する資料です。データの形式にはフィックス型（画像系）とリフロー型があり、フィックス型は常にレイアウトが維持される方式で、文字の拡大縮小、行間や書体の変更などはできません。リフロー型は表示する端末の画面サイズや文字サイズの変更などに合わせて、テキストやレイアウトが流動的に表示される方式で、テキストデータの読み上げ利用ができます。現在のところ一般に販売されている電子書籍は読み上げ利用には非対応の形式のものが多く、利用したい方法に合っているか、購入前に試し読みが必要です。

【施設のバリアフリー化】

・対面朗読の実施、筆談・手話によるコミュニケーションの確保

図書館利用を困難に感じないように施設のバリアフリー化が必要です。

また、図書以外にも、手話や字幕入りの映像資料などの充実を図ることも期待されます。

・移動図書館や宅配サービスの実施

図書館へ来館が困難な子どもたちに対し、移動図書館や宅配サービス等の実施に努めます。



・「りんごの棚」の設置

スウェーデンで行われているインクルーシブな図書館サービスです。読みやすさやバリアフリーに配慮した資料を集め、紹介するコーナーです。



4 学校図書館自己評価表(県学習指導課作成) ※令和元年度版

各小学校、中学校において、優良学校図書館認定や優秀学校図書館認定を目指して記入するシートの評価項目を紹介します。

優良学校図書館…《ベーシックシート》において「達成している」が12項目以上

優秀学校図書館…《トライアルシート》において「達成している」が20項目以上

(1)学校図書館自己評価表《ベーシックシート》評価項目 ※小学校用<中学校用>

【物的環境】

- 1 学校図書館図書標準が80%以上達成されている
- 2 古い図書を廃棄し、新しい図書に買い替えている
- 3 教職員が教材研究等で活用できる図書が整っている
- 4 日本十進分類法(NDC)等により図書が分類され、書架が整理されている
- 5 掲示物の工夫など、部屋の環境が整っている

【人的環境】

- 6 司書教諭、または図書館担当教諭等としての職責を遂行する時間を確保するため、授業時間数の軽減、図書担当を複数人にする等、校務分掌上の配慮をしている

- 7 学校図書館専任（市町村から派遣される学校司書や読書指導員等）の職員が配置されている
- 8 児童〈生徒〉が図書委員として活動している
- 9 学校の方針のもと、司書教諭等が窓口となりボランティアが読み聞かせや図書整理等の活動をしている

【活用】

- 10 児童〈生徒〉の在校中（放課後は含まれない）はいつでも開館していて、学校図書館を活用できる
- 11 年間指導計画に学校図書館の活用が位置づけられている教科等がある
- 12 各学級・学年とも授業において、計画的に学校図書館を活用している
- 13 学校図書館の活用方法や約束事が決まっていて児童〈生徒〉に指導している
- 14 児童〈生徒〉の学校図書館の活用状況や図書の貸出状況をおおよそ把握している

【意欲の喚起】

- 15 教職員や学校司書、またはボランティア等により、読み聞かせやブックトーク等読書活動の支援を行っている
- 16 推薦図書（県のものや学校独自のもの等）について知らせている
- 17 新しく購入した図書について掲示物等で知らせている

【外部連携】

- 18 公立図書館から、または学校間での図書貸し出し等の連携を図っている
- 19 保護者会や学校だより等による家庭への読書に対する啓発を行っている

(2)学校図書館自己評価表《トライアルシート》評価項目 ※小学校用〈中学生用〉

【物的環境】

- 1 学校図書館図書標準が達成されている（100%以上である）
- 2 資料価値が低くなった古い図書を廃棄し、新しい図書に買い替えている
- 3 教職員が教材研究等で活用できる図書が整っている
- 4 児童〈生徒〉が図書を探しやすい書架に工夫されている（書架見出しを付ける等）
- 5 掲示物の工夫や採光の十分な確保等、部屋の環境が整っている
- 6 蔵書のデータベース化が80%以上進んでいる
- 7 本の貸出・返却はコンピューターを使って行っている
- 8 定期的に蔵書点検を行っている

【人的環境】

- 9 学校図書館専任（市町村から派遣される学校司書や読書指導員等）の職員が週3回以上学校図書館にいる
- 10 調べ学習時等、図書案内ができるサポーター（学校司書や読書指導員等）がいる
- 11 司書教諭を発令し（11学級以下の学校を含む）、職責を遂行する時間を確保するため、授業時間数の軽減、図書担当を複数人にする等、校務分掌上の配慮をしている

12 児童〈生徒〉が図書委員として活発に活動している

【活用】

13 学校図書館に係る全体計画（年間読書指導計画等）がある

14 各教科等の年間指導計画に学校図書館の活用が位置づけられている

15 年間指導計画に基づいて、各学級・学年とも授業において学校図書館を活用している

16 学校図書館の活用方法や約束事が決まっていて、各学級へオリエンテーションを行い児童〈生徒〉に指導している

17 児童〈生徒〉の学校図書館の活用状況や図書の貸出状況の統計を取り、状況を把握している

【意欲の喚起】

18 読書週間（月間）等、読書活動を活発化するための行事を設けている

19 「朝読書」等全校一斉の読書活動を実施している

20 教職員や学校司書、またはボランティア等により、定期的に読み聞かせやブックトーク等読書活動の支援を行っている

21 新着図書コーナーを設けたり、学校図書館だよりを発行したりするなど新着図書を知らせている

【外部連携】

22 公立図書館や学校間との連携を図っている（公立図書館から、または学校間での図書貸出や公立図書館の司書による読み聞かせ）

23 学校図書館に関する広報活動等（HP開設、学校図書館だよりの発行等）を実施し、保護者への啓発を図っている

24 学校図書館の地域開放（放課後の児童〈生徒〉の利用を含む）を月に1回以上行っている

千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）

令和2年3月

発行 千葉県教育委員会

編集 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

〒260-8662 千葉市中央区市場町1-1

電話 043(223)4071